	日者給与等支給額が増加した場 所別控除に関する明細書	結業度		法人名	()				
各連結法人における計算	雇用者給与等支給額	1		円		比較雇用者給与等			10	円	
	基準雇用者給与等支給額(22)	2			各連	平均給与(310	等 支 総の①)	â 額	11		
	差 (1)-(2) (マイナスの場合は 0)	3			結法	比較平均給 (310	与 等 支 á か②)	給 額	12		
	比較雇用者給与等支給額(26)	4			人の		余 限 度 < 10 100 (11) < (12) の場合	,,,,	13		
	法人税額の特別控除額の個別帰属額 (3) (18) × - 各連結法人の(3)の合計	5			合計		車 結 税)「2」、別表−	額・の二	14		
各連結法人の合計額等の計算	開 雇用者給与等支給額の合計額 (各連結法人の(1)の合計) 基 準 雇 用 者 給 与 等 支 支 絶 額 の 合 計 額	6			額等		類 基 準 0又は20 100	額	15		
	増 (谷連結伝人の(2)の合計)	7			の	当期税額法((13)と(15)のう			16		
	加額 雇用者給与等支給増加額 (6)-(7) (マイナスの場合は0)	8			計算	調整前連結税 (別表六の二(ご			17		
か計算	雇用者給与等支給増加割合 (8) (7)	9				法人税額の(16)-	特別控『 - (17)	余 額	18		
基準雇用者給与等支給額の計算											
基準連結事業年度又は基準事業年度等 給			内雇用者に対する 与 等 の 支 給 額						基準雇用者給与等支給額 (20)×(21)		
19			20			21		22			
平平					円					円	
比 較 雇 用 者 給 与 等 支 給 額 の 計 算											
前連結事業年度又は前事業年度給			国内雇用者に対する 合 与 等 の 支 給 額			適用年度の月数 (23)の前連結事業年度 又は前事業年度の月数		比較雇用者給与等支給額 (24)×(25)			
23			24			25		26			
平平	: :				円					円	
平均給与等支給額及び比較平均給与等支給額の計算											
平均給与等支給額の計算 比較平均給与等支給額の計算										支給額の計算	
			適用			年 度	前連結事業年度又は前事業年度				
		1			1)				2		
各連	国内雇用者に対する給与等の支給額	27	(1)			円	(24)			円	
各連結法人における計	同 上 の う ち 日 々 雇 い 入 れ ら れ る 者 に 係 る 金 額	28									
	差 (27) — (28)	29									
計算	月別支給対象者の合計数	30				人				人	
平均給与等支給額及び比較平均給与等支給額 <u>各連結法人の(29)の合計</u> 各連結法人の(30)の合計				円	円						

別表六の二(十七)の記載の仕方

- 1 この明細書は、連結法人が措置法第68条の15の5第 1項《雇用者給与等支給額が増加した場合の法人税額 の特別控除》の規定の適用を受ける場合に記載します。 なお、この明細書は適用を受ける各連結法人ごとに 作成し、その連結法人の法人名を「法人名」の括弧の 中に記載してください。
- 2 「当期税額基準額 (14) × 10又は20 15 は、その適用を受ける連結法 人に係る連結親法人が中小連結親法人(措置法第68条の9第6項(試験研究を行った場合の法人税額の特別 控除)に規定する中小連結親法人をいいます。) である場合には「10又は」を消し、その他の場合には「又は20」を消します。
- 3 措置法令第39条の45の5第8項第3号(雇用者給与 等支給額が増加した場合の法人税額の特別控除)に掲 げる場合に該当する場合には、「基準雇用者給与等支

給額の計算」の各欄は記載を要せず、「基準雇用者給 与等支給額2」には、「1(円)」と記載します。

- 4 「基準雇用者給与等支給額 22」は、次に掲げる場合 (20)×(21) 「基準雇用者給与等支給額 に該当する場合には、 (20)×(21)× 70 100 1 として記載します。
 - (1) 措置法第68条の15の5第2項第4号ハに掲げる場合
 - (2) 措置法令第39条の45の5第8項第1号イ又はロに 掲げる場合
 - (3) 措置法令第39条の45の5第8項第4号に掲げる場合
- 5 「平均給与等支給額及び比較平均給与等支給額31」 の「②」には、措置法令第39条の45の5第20項に規定 する場合に該当する場合は、「0」と記載します。